

健衛発第0123001号

平成20年1月23日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に係る旅券の写し
に関する取扱いの周知について

標記について、日本国内に住所を有さない外国人宿泊者（以下「外国人宿泊者」という。）に関しては「旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成17年2月9日付け健発第0209001号厚生労働省健康局長通知）の記の3（2）により、氏名、旅券番号等の宿泊者名簿記載に正確を期する必要があるため旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存することとし、貴管下の関係団体及び旅館業者に対してその周知、指導方をお願いしているところである。

しかし、これまでに外国人宿泊者の理解が得られない等の理由により旅券の写しを円滑に取得することができない事例が散見されていたことから、今般、一別添のとおり主な外国語による案内文書を作成したところである。

については、当該案内文書を貴機関の関係窓口で掲示することや関連ホームページに掲載するほか、旅館業者への郵送又は関係者会議及び立入検査の場を活用しての配布等により、貴管下の全ての旅館業者が外国人宿泊者から旅券の写しを円滑に取得できるようさらなる周知徹底を図るようお願いしたい。

なお、当該案内文書については、厚生労働省ホームページにおいても掲載している (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei1113.html>) ので必要に応じて活用されたい。



パスポート提示等のお願い

厚生労働省

日本政府は、法令に基づき、2005年4月1日から「日本国内に住所を持たない外国人」の方の宿泊に際しては、*氏名 *住所 *職業 等の記載に加えて*国籍 及び *旅券番号 の記載とパスポートの掲示及びコピーを義務付けましたので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

Request for producing of passports, etc. for identification purposes Ministry of Health, Labour and Welfare

Since April 1, 2005, under the relevant laws and regulations, the Japanese Government is requiring "foreign nationals who do not possess an address in Japan" to provide their *nationality and *passport number in addition to their *name, *address, and *occupation, etc. and produce and make a copy of their passport upon checking in at lodgings. Your understanding and cooperation is appreciated.

여권 제시 등의 부탁

후생노동성

일본 정부는 법령에 의거하여 2005년 4월 1일부터 「일본국내에 주소를 갖지 않는 외국인」이 숙박할 때에는 *이름 *주소 *직업 등의 기재에 추가적으로 *국적 및 *여권번호 기재와 여권 제시 및 카피를 의무화하였으므로, 이해와 협력을 부탁드립니다.

请出示护照等

厚生労働省

日本政府根据法令，规定自2005年4月1日起，凡“在日本国内无住所的外国人”在投宿时，除必须填写*姓名*地址*职业等外，还有义务填写*国籍和*护照号码，并出示护照，敬请予以理解、协助。